

# 滋賀県文化振興基本方針(第2次) <抜粋>

資料 4

## 基本的事項

◆ 策 定: 平成28年(2016年) 3 月策定

◆ 方針の位置付け:滋賀県文化振興条例に基づく本県の文化振興に関する総合的かつ長期的な目標、

文化振興施策の指針

◆ 方 針 期 間:平成28年度から平成32年度までの5年間

#### 基本目標

"滋賀の文化力を高め、発信することで地域が元気になっていく姿"

- o 滋賀ならではの文化を国内外に発信することによりブランド力を高め、滋賀が元気で創造的になっていく
- o 地域の交流が深まり、文化を大切にする機運が盛り上がる
- o 滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化などに実際に触れ、体験することにより、創造性豊かな子ども・ 若者が育まれている
- o 滋賀の伝統文化、生活文化、風景などに気づき、活かし、伝えるとともに、<u>新**たに創造される芸術文化など</u>と** 合わせて文化力が高まる</u>

# 現状と課題

- (6) 文化に関する交流について
  - ・・・多様な人々の国内外との交流が進み、伝統的な滋賀固有の文化に加え、現代美術を活かした地域での取組やアール・ブリュットの広がりなど、多様な感性による新たな文化が創造されてきており、滋賀の個性ある文化を形成しています。
- (8) 高齢者、障害者等の文化活動について
  - ・・・とりわけ一概に文化芸術活動の環境が十分とは言えない高齢者、<u>障害者などに配慮する必要があります</u>。 滋賀県は、<u>障害者福祉など全国に先駆けて取り組んできた歴史があり、誰もがいきいきと暮らせる福祉社会を目指している</u>ことから、美術館・博物館においても高齢者(65歳以上)や障害者に対する観覧料の優遇措置などを設けています。また、高齢者や<u>障害者の生活を支援する施設においては</u>、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるサービスが提供され、陶芸、音楽、写真など自己表現を行う文化活動も積極的に取り組まれています。 今後、福祉分野との連携を図りながら、人間の内なる自然の力を回復させていく芸術の可能性に着目して、音楽、ダンス、美術などの芸術文化を高齢者や障害者などの生きがいづくりに活用するとともに、自己表現できる機会として、文化活動を促進していくことが求められています。

## 文化振興施策の柱と重点施策

1. 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

【重点施策1】文化による本県ブランドカの向上と国内外への効果的な発信

- ○芸術創造の促進
  - ●アール・ブリュット(生の芸術)の振興

アール・ブリュット作品が生み出される土壌となる民間団体等が行う障害者などによる芸術作品の創作や展示などの取組に対して支援をするとともに、近代美術館(新生美術館)においてアール・ブリュット作品の収集および常設展示を行います。

【重点施策2】地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

- 2. 未来の文化の担い手の育成
  - 【重点施策3】子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実
  - 【重点施策4】若手芸術家等の育成・支援
  - 【重点施策5】文化活動を支える人材(アートマネージャーなど)の育成・支援
- 3. 県民の主体的な文化活動の促進
  - 【重点施策6】新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進
  - 【重点施策7】「美の滋賀」づくりの推進
    - ○<u>新生美術館を核とした地域や現場との交流と県内外への発信</u>

●アール・ブリュット(生の芸術)の振興(再掲)

- 【重点施策8】自律的な文化活動の促進
- 【重点施策9】文化活動の環境の整備
  - ○障害者、高齢者、子育て中の保護者などの文化活動の充実
    - ●障害者の芸術活動への支援

民間団体などが行う障害者の芸術活動などに関する取組や、障害者と芸術家がともにつくる公 演などへの支援を行います。